

社会福祉法人養老町社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人養老町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めたものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事、監事、顧問及び評議員選任・解任委員をいう。

(報 酬)

第3条 役員等には、次のとおり報酬を支給する。

- (1) 会長には、報酬を支給する。報酬の額は、月額10,000円とする。
- (2) その他の役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、評議員会、理事会及びその他の会議への出席したとき、監事監査を実施したときには、費用弁償を行うことができるものとする。

2 費用弁償の額は、出席等1回あたり次の金額とする。

2 km未満	2, 250円
2 km以上4 km未満	2, 340円
4 km以上8 km未満	2, 470円
8 km以上	2, 620円

3 役員等が職務のため出張したときは、本会の旅費規程の規定に基づき、費用弁償を行うことができるものとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬の支給は、本会給与規程の規定に準ずる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 費用弁償は、理事会等の開催の都度、速やかに支払うものとする。

(公 表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。